

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第3号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号。以下「条例」という。）第29条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「技能職員等」とは、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号。以下「給与規則」という。）第2条の規定の例による。

(給料)

第3条 給料については、会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号。以下「会計年度任用技能職員等給与規則」という。）の規定の例による。

(諸手当)

第4条 諸手当（次条及び第6条に定めるものを除く。）については、会計年度任用技能職員等給与規則の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第5条 特殊自動車運転作業手当は、紫波総合高等学校、岩谷堂高等学校、千厩高等学校、大船渡東高等学校、釜石商工高等学校、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校に勤務する技能職員等が、給与規則第7条の8第1項各号に規定する作業に従事したときに、支給する。

2 高所作業手当は、盛岡農業高等学校、花巻農業高等学校又は一戸高等学校に勤務する技能職員等が、給与規則第7条の9の規定により読み替えてその例によることとされた一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第9条の14第1項に規定する作業に従事したときに、支給する。

3 社会福祉施設等勤務手当については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第13号。以下「教委技能職員等給与規則」という。）第2条第2項の規定の例による。

4 前3項に定めるもののほか、特殊勤務手当（次条に定めるものを除く。）については、会計年度任用技能職員等給与規則の規定の例による。

第6条 早出勤務手当については、教委技能職員等給与規則第3条の規定の例による。

(給与の支給及び退職手当)

第7条 給与の支給及び退職手当については、会計年度任用技能職員等給与規則の規定の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。